

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人みつば地域生活サポートセンターという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市におく。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、心身障害者並びに高齢者及び青少年に対して地域生活支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による就労継続支援事業
- ② 指定居宅サービス事業を含む高齢者地域生活支援事業
- ③ 青少年健全育成事業
- ④ その他のこの目的を達成するための事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的は賛同し、入会した個人及び団体
- (2) 契約会員 この法人の事業を利用する契約をし、入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために、入会した個人及び団体

(入 会)

- 第 7 条 正社員の入会についての条件は特に定めない。
- 2 正社員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項のもの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなくてはならない。
- 第 8 条 契約会員は、障害者並びに高齢者及び青少年の保護者とする。
- 2 契約会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により申し込み、理事長は、正当な理由がない限り入会を認め、利用についての契約をしなければならない。
- 第 9 条 賛助会員の入会についての条件は特に定めない。
- 2 賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により理事長に申し込み、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなくてはならない。

(入会金及び会費)

- 第 10 条 正会員並びに契約会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金あるいは年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 正会員、契約会員、賛助会員が退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、あるいは団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

- 第 12 条 正会員、契約会員、賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

- 第 13 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

- 第 14 条 即納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返納しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定款)

- 第 15 条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3人～5人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

- 第 16 条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第 17 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたるときは、あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の事業又は財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 18 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 19 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 20 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 21 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲以内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 頁に関し必要な事項は、総会を経て、理事長が別にさだめる。

(職 員)

- 第 22 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。但し、事務局長は管理職とし、その任免については理事会の承認を必要とする。

第 5 章 総 会

(種 別)

- 第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

- 第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機 能)

- 第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

- 第 26 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3) 第 17 条 5 項 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

(招 集)

- 第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなくてはならない。

(議 長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 29 条 総会は、正会員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 31 条 各正社員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の通用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 34 条 理事会は、この定款でさだめるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 17 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなくてはならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその議会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の区別)

第 42 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に準備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 49 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査をうけ総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第 52 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他、当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残余する財

産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、地方公共団体に譲渡するものとする。

(合 併)

第 56 条 この法人が、合併しようとする時は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の承認を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲げるものとする。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1, この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2, この法人の設立当初の役員は、次ぎに掲げるものとする。

| | |
|---------|-----------|
| 理 事 長 | (服 部 勇) |
| 副 理 事 長 | (河 井 保 則) |
| 理 事 | (藤 堂 巖) |
| | (山 本 孚) |
| 監 事 | (真 壁 節 雄) |

- 3, この法人の設立当初の役員の任期は、第 18 条 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 4, この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5, この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 6, この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 10 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 個人 (5, 0 0 0 円)

団体 (1 0, 0 0 0 円)

年会費 個人 (1 口 1 0, 0 0 0 円)

団体 (1口 20,000円)

(2) 契約会員 年会費 (3,000円)

(3) 賛助会員 年会費 個人 (1口 2,000円)

団体 (1口 10,000円)

(4) 会員が本会の活動で受益を受けようとするときは、契約にもとづく経費は別に負担するものとする。